特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年9月30日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務	
	上尾市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、上尾市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、上尾市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、上尾市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。	
②事務の内容	上尾市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ④本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載等に係る本人確認情報に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の指定依頼、本人確認情報の照会 ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑧住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ①個人番号カード等を用いたコンビニエンスストア等での住民票の写し等の交付 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事	
③対象人数	務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 <選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 3) 1万人以上10万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 3) 1万人以上10万人未満 3) 1万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人未満 3) 1万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人,4	
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)	
	1. 住民票の記載 ・転入(特例転入を含む)、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する機能。 2. 住民票の修正 ・住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能。 3. 住民票の消除 ・転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する機能。 4. 住民票の照会 ・住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する機能。 5. 証明書・通知書の発行 ・住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6. 庁内の関係業務システムとのデータ連携 ・関係業務システムとの住民異動情報のデータ連携を行う。 7. 団体内統合宛名システムへの特定個人情報の通知	
②システムの機能	・他機関からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合宛名システムへ通知する。 8. 住民票コードに対する個人番号の指定 ・出生届、国外からの転入届等において、住民票コードに対する個人番号未指定者に対して、個人 番号の指定を行う。 9. 住基ネットとの連携 ・住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能。 10. 法務省情報連携端末との連携 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機	

	能。 11. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 ・異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能。 12. 住民票関係情報の提供 ・情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能。 13. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 ・個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能。 14. 個別事項情報の管理 ・住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能。 15. コンビニ交付システムへの連携機能 ・コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] その他 (コンビニ交付システム)
システム2~5	
システム2	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーション・サーバ(以下「CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ・既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を通知する。 2. 本人確認 ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) ・個人番号カードを利用した転入(特例転入) ・個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。 4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は氏名、住所、性別、生年月日の4情報(以下「4情報」という。)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構又は都道府県への情報照会 ・機構が管理する全国サーバ又は都道府県サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報ファイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を送付し、結果の通知を受領する。 7. 送付先情報通知・機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カードを理サーバを理りステムに通知する。 7. 送付先情報を描出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携・機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに同知又は一時停止、一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (申請管理システム
システム3	

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の管理 ・各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、4情報、個人番号を紐付けて格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 ・処理通番の発行依頼を中間サーバに通知し、情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 ・中間サーバへ特定個人情報を登録するために、各業務システムのデータを変換し、中間サーバへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 ・各業務システムに代わって、他機関の特定個人情報の照会について、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。 5. 権限管理機能 ・特定個人情報にアクセスできる権限を、利用者・業務システム個別に設定する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他 (健康管理システム、児童手当システム、生活保護システム、障害福祉シス)
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 ・情報提供本ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 団体内統合宛名システム接続機能 ・中間サーバと団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 ・中間サーバと情報と供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 ・中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 就務システム [] 就務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能

	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
24027=110t##	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[]税務システム	
	[〇]その他 (申請管理システム)
システム6~10			
システム6			
①システムの名称	申請管理システム		
	1. 申請データの取り込み ・連携サーバから申請データを取り込む機能 2. 申請内容の照会 ・申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を	確認できる機能	
②システムの機能	3. 申請処理状況の更新 ・申請情報の一覧表示を行い、処理状況と自?	台体コメントを一括で更新する機能	
	4. 既存住民基本台帳システムへの連携 ・既存住民基本台帳システムへ連携する機能		
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム	
(の) 他のクステムとの)接続	[〇]宛名システム等	[]税務システム	
	[〇]その他 (サービス検索・電子申請権	幾能)
システム7			
①システムの名称	コンビニ交付システム		
	1. 連携機能 ・既存住基、税、印鑑、戸籍システムから証明:	書情報を連携する機能	
②システムの機能	2. 証明書発行機能 ・証明書交付センターからの要求に応じて証明	引書の自動交付を行う機能	
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム	
(の)にのフハノムこの]女が	[] 宛名システム等	[〇] 税務システム	
	[〇] その他 (証明書交付センター、戸籍	善システム)

3. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)
- 第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ·第6条(住民基本台帳の作成)
- 法令上の根拠 ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等)
 - ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)
 - ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
 - ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
 - ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
 - ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
 - 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
 - ·第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の 提供)

(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無 [実施する] ② 実施しない ③ 未定 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、12 0の項) (別表第二における情報照会の根拠)

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		
②対象となる本人の数		<選択肢>
③対象と	なる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	・番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 ・同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 ・市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目		<選択肢>(選択肢>100項目以上 100項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号
	その妥当性	・番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項である。 ・上尾市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 ・住基法第7条各号に定める記載事項として、4情報、その他住民票関係情報を保有する。 ・住基法第7条各号に規定する資格情報(業務関係情報)を保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開	始日	平成27年7月4日
⑥事務担当部署		市民課、尾山台出張所、上尾駅出張所、証明書発行センター、平方支所、原市支所、大石支所、上平支所、大谷支所

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		[〇]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()	
		[O]行政機関·独立行政法人等 ()	
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
		[]民間事業者 ()	
		[]その他 ()	
		[O] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ	:IJ
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②八丁 刀五		[]情報提供ネットワークシステム	
		[O] その他 (住民基本台帳ネットワーク、法務省情報連携システム、サービス検索・電) 子申請機能等	
③使用目的 ※		番号整備法第16条に基づく改正住基法第7条8の2号により個人番号を住民票に記載し、番号法 基づく事務を円滑に行うことによって、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資するため。	
④使用の主体	使用部署	市民課、尾山台出張所、上尾駅出張所、証明書発行センター、平方支所、原市支所、大石支所、支所、大谷支所	上平
	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		・住民票の新規作成、又は変更が生じた場合、個人番号を記載するとともに、更新情報を市町村のへ送信する。 ・本人又はその他法で定める者から住民票の写し等の交付申請があった場合、住民に係る住民票写し等を発行する。 ・住民から提示された個人番号カード等の本人確認書類により、住民基本台帳ファイルを検索し、請・届出書等の記入内容を照合する。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人研情報ファイルの検索を行う。	東の申
情報の突合		住民票の記載事項の新規作成、又は変更が生じた際に、氏名、住所、個人番号、住民票コード等とに突合する。	をも
⑥使用開始日		平成27年7月4日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> (2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		住民記録システムの運用管理、保守業務	
①委託内容		住民記録システム等の運用作業、保守作業、データ抽出及び法改正等に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		<選択肢>○選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
③委託先名		株式会社 RKKCS	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2		コンビニ交付システムの運用管理、保守業務	
①委託内容		コンビニ交付システムの運用作業、保守作業、法改正等に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		<選択肢>10人未満10人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
③委託先名		富士フイルムシステムサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

L

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (56) 件 [O] 移転を行っている (26) 件
(を) (大) (を) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	[] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に関する各事務
③提供する情報	番号法別表第2における住民票に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 沙徒供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2を参照)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1	
②移転先における用途	番号法別表第1に関する各事務	
③移転する情報	4情報及びその他住民基本台帳関係情報のうち、番号法別表第1に定める各事務において利用する 特定個人情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	〈上尾市における措置〉 ・機械警備で管理している建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバ・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考	7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※ システム用ファイル	<選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	t)に基づき住民基本台帳に記録された住民で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消
必要がある。 ・同法第17条第1項(個人番号カードの	
④記録される項目 [10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日 [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 【] 介護・高齢者福祉関係情報
	系情報 りに必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 これらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目 別添1を参照。	
⑤保有開始日 平成27年7月4日	
⑥事務担当部署 市民生活部 市民課	

3. 特定個人物	青報の入手・	使用	
		[]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()	
		[] 行政機関・独立行政法人等 ()	
①入手元 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
		[]民間事業者 ()	
		[〇]その他 (自部署)	
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム	
		[〇]その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正径に更新・管理・提供する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	市民課、証明書発行センター	
受民力の工体	使用者数	〈選択肢〉【 10人以上50人未満	
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを到し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS)→都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに紐付いた住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを表表し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。・住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び、本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ及び全国サーバ)。	更 検認 機
情報の突合		 ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイを、住民票コードをもとに突合する。 	
⑥使用開始日 平成27年7月4日		平成27年7月4日	_

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> (3) 委託する (2) 委託しない (1) 件			
委託事項1 住民基本台帳ネットワークシステム運用管理、保守業務					
①委言	托内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用作業、保守作業			
②委	託先における取扱者数	 			
③委託先名 株式会社 RKKCS					
重	④再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件				
(を)	[] 行っていない				
提供先1	都道府県				
①法令上の根拠	改正住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)				
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。・住基法に基づき、本人確認情報の提供及び利用等を行う。				
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>				
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
砂旋铁刀法	[] フラッシュメモリ []紙				
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。				
提供先2~5					
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)				
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)				
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。				
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 				
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
© IXE IX 73 7A	[] フラッシュメモリ [] 紙				
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
⑦時期·頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。				

6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※ 機械警備で管理している建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

市民生活部 市民課

1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 「 10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 3) 10万人以上100万人未满 4) 100万人以上1,000万人未满 5) 1,000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個 人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 ・通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 その必要性 ・機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理す る事務)に基づき、これらの事務を実施する。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [50項目以上100項目未満] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 *識別情報 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) [O] 個人番号 •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [O] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 []地方税関係情報 []健康·医療関係情報] 医療保険関係情報] 児童福祉・子育て関係情報 [〕障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 []年金関係情報 []学校·教育関係情報 Γ 〕災害関係情報 [〇]その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処 その妥当性 理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を 機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付 先に係る情報を記録する必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成27年8月25日

3. 特定個。	人情報の入手・	使用		
		[]本人又は本人の代理人		
		[]評価実施機関内の他部署 ()		
		[]行政機関・独立行政法人等 ()		
│①入手元 ※	•	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
		[]民間事業者 ()		
		[〇] その他 (自部署)		
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J	
@1 <i>±</i> ++		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム		
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム		
		[〇]その他 (既存住基システム)		
		個人番号カード省令23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) I 基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対 し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。		
④使用の主	使用部署	市民課		
使用者数		<選択肢>		
⑤使用方法		既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カーに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CSは電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	ード	
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	認	
⑥使用開始日 平成27年8月25日				

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> (3) 委託する (2) 委託しない (1) 件			
委託事項1 住民基本台帳ネットワークシステム運用管理、保守業務					
①委言	托内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用作業、保守作業			
②委	託先における取扱者数	 			
③委託先名 株式会社 RKKCS					
重	④再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件				
(A)	[] 行っていない				
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)				
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)				
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。				
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。				
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 				
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
少走长 刀法	[] フラッシュメモリ []紙				
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
⑦時期·頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。				

6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※ 機械警備で管理している建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

•異動日

(1)住民基本台帳ファイル

• 宛名番号 • 続柄区分 •本籍地連番 本名かな 住民票コード •続柄名 •転出予定日 •本名漢字 •転出予定届出日 •世帯番号 •実続柄名 ・世帯主氏名かな • 準世帯区分 • 生年月日 • 転出予定届出区分 •世帯主氏名漢字 •最大住所連番 •和暦生年月日 •転出予定地連番 • 備考 •改製連番 •現存区分 •表示用生年月日 •転出確定日 •改製日 ·人格区分 •性別 •転出確定通知日 •世帯主区分 •記載順位 •転出確定届出区分 ・旧氏名かな

支所コード •転出確定地連番 •旧氏名漢字 地区コード •異動事由 ・住民となる日 ·広域個人番号 •個人番号 行政区コード •異動届出日 ・住民となる事由 班コード •異動届出区分 ・住民となる届出日 •旧氏 漢字 ・小学校区コード •住定日 ・住民となる届出区分 旧氏 かな ・住民でなくなる日 ・中学校区コード •住定事由

・住民でなくなる事由 投票区コード •住定届出日 ・算定団体コード •住定届出区分 ・住民でなくなる届出日 続柄コード1 •現住所連番 ・住民でなくなる届出区分 続柄コード2 •死亡日不詳区分 •前住所連番

続柄コード3 •転入前住所連番 氏名かな ・ 続柄コード4 ·転入未届地連番 •氏名漢字

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コー ド、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、 16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異 動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、3 5. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧字 外字変更連番

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市 町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、1 7. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、2 7. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端 末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目 長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、 51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文 字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フ ラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏 名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<対象者以外の情報の入手を防止するための措置>

- ・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認 及び委任状の確認を行う。
- ・不正アクセス時の追跡を講じる手段として定期的にアクセスログを保管している。
- ・アカウントの操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。
- ・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限保持者以 外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。

リスクに対する措置の内容

・サービス検索・電子申請機能により送信された電子申請データと個人番号カードによる電子署名の突 合を行い、確実に本人であることを確認する。また、データ送信の際署名検証も行われるため、本人か らの情報のみが送信される。

<必要な情報以外を入手することを防止するための措置>

- ・届出書・申請書等は、必要な情報のみを記載する様式とし、不要な情報は記載しない。
- ・届出書・申請書等の記載例を明示し、記載に誤りがないように審査する。
- ・届出書等に記載された情報以外を入力できないシステム仕様となっている。
- ・サービス検索・電子申請機能においては、住民が画面の誘導に従い必要な情報を入力することで異 なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置>

- ・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。
- ・不正アクセス時の追跡を講じる手段として定期的にアクセスログを保管している。
- ・アカウントの操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。
- ・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限保持者以外は操作が行えず、また情報 照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。
- ・サービス検索・電子申請機能により送信された電子申請データと個人番号カードによる電子署名の突合を行い、確実に本人であるこ とを確認する。また、データ送信の際署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。

< 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置>

- ・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。
- ・本人がサービス・電子申請機能により電子申請データを送信する際に付与される電子署名及び署名検証を行うことにより、本人確認 を行う。
- ・個人番号カードの提示を受け、本人確認を行う。
- ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあっては通知カードと法令によ り定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を 行う。
- ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する 等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。
- ・入力、削除及び訂正作業に用いた届出書・申請書等は、上尾市規定により管理・保管する。
- ・サービス検索・電子申請機能使用時において、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号情報を申請フォームに自動転記 することにより、不正確な個人番号情報の入力を抑止する。

< 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置>

- ・住基端末のディスプレイは、来庁者から容易に見えない位置に設置している。
- ・職員に付与されるシステム操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。
- ・提出された届出書・申請書等は鍵付きの書庫に施錠保管している。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで漏えい・紛失等を防止する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示 とする。 リスクに対する措置の内容 ・個人番号を利用しない業務にあたる職員は、個人番号の表示がマスキングされ、照会も行えないよう に管理している。 Γ 十分である 1

リスクへの対策は十分か

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユー・	デ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない		
	具体的な管理方法	・生体認証による操作者認証を行っている。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行っている。 ・アカウントの操作権限は必要最低限にとどめている。 ・規定回数の認証失敗によりアカウントのロックを行っている。 ・退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・操作者の業務に応じた権限が付与されるように管理する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。		
そのイ	その他の措置の内容			
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ・外部媒体へのデータコピーを制御し、許可なく持ち出すことを禁止している。
- ・アクセスログにより常に操作者が特定できることを職員に周知し、必要事務以外で利用することを禁止している。 ・システム操作者を対象に、情報セキュリティに関する研修を実施し、個人情報保護についても周知している。
- ・他市町村や行政機関において、市民等の個人情報を覗き見たり、市民等の情報を外部に漏らしたりした事例について、新聞報道等 の内容を必要に応じて関係所属長に周知し注意喚起を行っている。

< 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置>

- ・記録媒体の管理を適切に行っている。
- ・ソフトウェアの導入については、申請を必要とする。

<サーバ室における措置>

- ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度開閉している。
- ・入退室者は入退室の際に記録簿への記載を行い、来庁者用名札の着用を行っている。

4. 犑	f定個人情報ファイル	の取扱	いの委託			[]委託しない
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・複特情間の	青報の取扱いについて	艮定 管理に責任 は要請があ ・チェックを彳	£を負う ったときに情報の返還ま うった上で契約満了時に ₹・監査を行うことができる	
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている ハ 4) 再委託していない
	具体的な方法	_				
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
特定侧	固人情報ファイルの取扱	いの委託	託におけるその他のリ	スク及びそ	のリスクに対する措置	
_						
5. 特	定個人情報の提供・移転	妘(委訊	Eや情報提供ネットワー	ークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が行	行われる	るリスク			
	国人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				れている場合のみ行う。 個人情報保護主管課と	協議する。
その他	也の措置の内容				T推進課で検査したうえて	担当課より依頼票を提出することとし で必要な情報のみ提供することとして
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置>

・特定の権限者以外は提供できない仕組みの構築を行う。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置>

- ・提供・移転に関する連携システム構築において、十分な事前検証を行い、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシス テム上担保される。
- ・連携仕様の変更等が発生した場合にも、十分な検証を行う。 ・住民票の写し等の証明書を交付する際、正当な権限を持つ者以外への交付を防止するために、受付時における本人確認及び委任 状その他疎明資料の確認を厳格に行う。

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 [〇]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク			
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・機微情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。			
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を 適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> ①事故発生時手順の策定・ [十分に行っている 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 周知 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか <選択肢> 発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし その内容 再発防止策の内容

◆物理的対策

<上尾市における措置>

- ・サーバ室出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。
- サーバ設置場所、記録媒体の保管庫は常時施錠を行っている。
- ・バックアップデータの保存された磁気ディスク・媒体はセキュリティの確保された室内に保管されている。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

その他の措置の内容

・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

◆技術的対策

〈上尾市における措置〉

- ・ウイルス対策ソフトの定期パターン更新を行っている。
- ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

リスクへの対策は十分か

十分である

| 〈選択肢〉

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置>

Γ

- ・住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき、正確な記録を確保する。
- <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置>
- ・届出書等は上尾市で規定する保存期間満了後に溶解処分している。

8. 監査			
実施の有無	[O]自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査
9. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っ	ている] <選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない
具体的な方法	一定期間毎に、必要な知 ・職員に対して、情報セキ る。 ・委託業者に対して、契約 <中間サーバ・プラット・フ ・中間サーバ・プラットフォ こととしている。	用された派遣要員、非常勤職 識の習得に資するための研(ュリティに関する研修等を行 」内容に個人情報保護に関す フォームにおける措置> ームの運用に携わる職員及	議員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び 修を実施し、その記録を残している。 い個人情報保護に対する意識の向上を図ってい る規定を設けている。 び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する 選用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラット・フォームにおける措置>
・中間サーバ・プラット・フォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<対象者以外の情報の入手を防止するための措置>

・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において、届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

<必要な情報以外を入手することを防止するための措置>

・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。

・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢>

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置>

本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置>

Γ

- ・窓口において、対面で通知カードや個人番号カードの本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
- ・官公署発行(顔写真あり)の本人確認書類の提示を求める。
- ・官公署発行(顔写真あり)の本人確認書類がない場合は、2点以上の本人確認書類の提示を求める。
- ・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。
- ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。
- ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、上尾市で定める規程に基づいて管理し、保管する。
- ・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
- ・年次処理として、住民基本台帳システムと市町村CS間のデータの整合性確認処理を行う。

< 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置>

- ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。
- ・操作者の認証を行う。

※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、 最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。
・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。
・市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

「特に力を入れている」 <選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユー	ザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。			
そのイ	他の措置の内容				
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ・外部媒体へのデータコピーを制御し、許可なく持ち出すことを禁止している。 ・アクセスログにより常に操作者が特定できることを職員に周知し、必要事務以外で利用することを禁止している。 ・システム操作者を対象に、情報セキュリティに関する研修を実施し、個人情報保護についても周知している。 ・地で、市民等の個人情報を覗き見たり、市民等の情報を外部に漏らしたりした事例について、新聞報道等 の内容を必要に応じて関係所属長に周知し注意喚起を行っている。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置>

- ・記録媒体の管理を適切に行っている。
- ・ソフトウェアの導入については、申請を必要とする。

<サーバ室における措置>

- ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度開閉している。
- ・入退室者は入退室の際に記録簿への記載を行い、来庁者用名札の着用を行っている。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない						
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	· 複写・ネ · 特定個 · 情報が · 情報が · 個人情	報の取扱いについて 応じて、上尾市が委請	を 管理に責ん は要請があ チェックを	壬を負う ったときに情報の返還ま: 行った上で契約満了時に ヌ・監査を行うことができる		
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2)十分に行っている 4)再委託していない	
	具体的な方法	_					
その他の措置の内容		_					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							
5. 特	定個人情報の提供・移動	転(委託	や情報提供ネットワー	-クシステ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
	固人情報の提供・移転 ⁻ るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				られている場合のみ行う。 、個人情報保護主管課と	劦議する。	
その他	也の措置の内容				IT推進課で検査したうえて	担当課より依頼票を提出することとし で必要な情報のみ提供することとして	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
4+ /	田上桂却の担供 がたー/	エ 11.1±	:+0+0#+ 1-0 +>	1+	マドナヤルナルノンニン	1770/1012 57 257 0112 512	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置>

・特定の権限者以外は提供できない仕組みの構築を行う。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置>

- ・提供・移転に関する連携システム構築において、十分な事前検証を行い、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシ ステム上担保される。
- ・連携仕様の変更等が発生した場合にも、十分な検証を行う。 ・住民票の写し等の証明書を交付する際、正当な権限を持つ者以外への交付を防止するために、受付時における本人確認及び委任 状その他疎明資料の確認を厳格に行う。

6. 1	青報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇」接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	こるリスク				
リスク	心対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
7 kd	七六四一桂松八凉饰。	: ¼ +				
7. 特定個人情報の保管・消去						
	放発生時手順の策定・	「十分に行っている]	〈選択肢〉	2) 1 () 1 (7) 2	
周知			,	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容	-				
	再発防止策の内容	_				

◆物理的対策

- <システムにおける共通の措置>
- ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をし ている。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。
- 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。
- ・システムのバックアップデータを媒体に格納し、遠隔地において保管している。

<市町村CSにおける措置>

・ 入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。

その他の措置の内容

<その他のシステムにおける措置>

- ・入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。
- ・サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限 を有することを確認する等の管理を行う。
- ・サーバは施錠できるラックに設置し、その鍵の管理は権限を有する者が行う。

◆技術的対策

- ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。
- •OSには随時パッチ適用を実施している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置>

Γ

・既存住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。

1

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置>

- ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確 認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
- ・帳票については文書保管台帳を作成し、規定に基づき保管・廃棄を行い、その記録を残す。
- ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去し、管理簿にその記録を残 す。

8. 🗜	8. 監査								
実施の有無		[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査					
9. 和	9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発		[特に力を入れて行っ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	入れて行っている 2) 十分に行っている					
具体的な方法		3) 十分に行っていない <上尾市における措置> ・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施し、その記録を残している。 ・職員に対して、情報セキュリティに関する研修等を行い個人情報保護に対する意識の向上を図っている。 ・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。 〈中間サーバ・プラット・フォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。							

10. その他のリスク対策

く中間サーバ・プラット・フォームにおける措置>
・中間サーバ・プラット・フォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<対象者以外の情報の入手を防止するための措置>

・送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の 際に、届出/申請等の窓口において、届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳 格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

く必要な情報以外を入手することを防止するための措置>

・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町 村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、 システム上で担保する。

・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年 月日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置>

・送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。

< 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置>

Γ

- ・窓口において、対面で通知カードや個人番号カードの本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
- ・官公署発行(顔写真あり)の本人確認書類の提示を求める。
- ・官公署発行(顔写真あり)の本人確認書類がない場合は、2点以上の本人確認書類の提示を求める。

・個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、シス テムにより担保する。

・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報 ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で不要となるため、一定期間 経過後に市町村CSから自動的に削除する。

< 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置>

- ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。
- ・操作者の認証を行う。

※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、 最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。ま た、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの 暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。

市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基 システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また 市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対 策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である

リスクへの対策は十分か

2) 十分である

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユー・	ザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない				
- ユーザIDとパスワードによる認証を行っている - 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 - アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 - 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 - 市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録をしている。 - 送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 - 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 - バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。								
その作	也の措置の内容							
リスク	2への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし					

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
- ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
- ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
- ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置>

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
- ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 牧	詩足個人情報ファイル	の取扱し	いの委託] 委託しない	
リスク	7: 委託先における不正	な使用等	のリスク					
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め	っていない	
	規定の内容	・複写・褚 ・特定個 ・情報漏 ・情報が ・個人情	報の取扱いについて 応じて、上尾市が委言	を 管理に責任 は要請があっ チェックを彳	を負う ったときに情報の返還また テった上で契約満了時に幸 ・監査を行うことができる	⊏は消去など <i>の</i> 級告をする)必要な措置を講	じる
	託先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分 4) 再委	ただっている 話していない	
	具体的な方法	_						
その作	他の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分	である	
特定值	個人情報ファイルの取扱	いの委託	Eにおけるその他のリ	スク及びそ	のリスクに対する措置			
ı								
5. 特	定個人情報の提供・移動	転(委託	や情報提供ネットワー	ークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	[]]提供・移転した	まい
リスク	2: 不正な提供・移転が	行われる	リスク					
	個人情報の提供・移転 「るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め	ていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		県サーバと市町村CSI 最の提供・移転は行え		、専用回線で相互認証を みとなっている。	実施している	ため、認証できな	い相
その作	他の措置の内容	者を厳格 ・媒体を	8に管理し、情報の持	ち出しを制	、原則として媒体へのデ-		_	
		Γ	十分である	1	<選択肢>			

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置>

リスクへの対策は十分か

- ・機構(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。
- ・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

十分である

- く誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置> ・システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担 保する。
- ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提 供はなされないことがシステム上担保される。

6. 1	青報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇」接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)			
リスク	'1: 目的外の入手が行	われるリスク						
リスク	に対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク	2: 不正な提供が行われ	1るリスク						
リスク	心対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
情報技	是供ネットワークシステム	」との接続に伴うその他のリスク	及びその					
7 kd	七六四一桂松八凉饰。	: ¼ +						
	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
	放発生時手順の策定・	「十分に行っている]	〈選択肢〉	2) 1 () (= (=			
周知			ı	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている			
施機関	去3年以内に、評価実 駅において、個人情報に 重大事故が発生した	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			
	その内容	-						
	再発防止策の内容	_						

◆物理的対策

<システムにおける共通の措置>

- ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をし ている。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。
- 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。
- ・システムのバックアップデータを媒体に格納し、遠隔地において保管している。

<市町村CSにおける措置>

入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。

その他の措置の内容

<その他のシステムにおける措置>

- ・入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。
- ・サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限 を有することを確認する等の管理を行う。
- ・サーバは施錠できるラックに設置し、その鍵の管理は権限を有する者が行う。

◆技術的対策

- ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。
- •OSには随時パッチ適用を実施している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 2) 十分である
- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置>

Γ

・特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システ ム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。

1

- ・媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。
- ・送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で不要となるた め、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除される。

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置>

- ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
- ・送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情 報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。

8. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査			
9. 従業者に対する教育・	 啓発					
び業者に対する教育・啓発 「特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な方法	び一定期間毎に、必要な: ・職員に対して、情報セキいる。 ・委託業者に対して、契約 <中間サーバ・プラット・フ・中間サーバ・プラットフォ	用された派遣要員、非常勤職知識の習得に資するためのでは、カリティに関する研修等を行う内容に個人情報保護に関するテームにおける措置>デームの運用に携わる職員及	は員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及研修を実施し、その記録を残している。い個人情報保護に対する意識の向上を図ってる規定を設けている。 び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する 国用規則等について研修を行うこととしている。			

10. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラット・フォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	総務部 総務課				
②請求方法	上尾市個人情報保護条例第13条及び第23条に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続	-				
④個人情報ファイル簿への 不記載等					
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先	市民生活部 市民課 ・ 総務部 IT推進課				
②対応方法	問い合わせを受け付けた際に、対応の記録を残す。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価					
①実施日	令和6年9月1日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]				
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】					
①方法						
②実施日・期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検 【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

(別添2)変更箇所

変更日)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	(1)住民基本台帳ファイル	平成27年6月予定	平成27年7月4日	事後	実施日
	⑤保有開始日 (1)住民基本台帳ファイル				
平成27年12月28日	⑨使用開始日 (2)本人確認台帳ファイル	平成27年6月1月	平成27年7月4日	事後	実施日
平成27年12月28日	⑤保有開始日 (2)本人確認台帳ファイル	平成27年6月予定	平成27年7月4日	事後	実施日
平成27年12月28日 平成27年12月28日	⑨使用開始日(3)送付先情報ファイル	平成27年6月1月 平成27年10月予定	平成27年7月4日 平成27年8月25日	事後	実施日
平成27年12月28日	⑤保有開始日 (3)送付先情報ファイル	平成27年10月7年	平成27年8月25日	事後	実施日
平成28年7月1日	⑨使用開始日 I 基本情報 7.評価実施	IT推進課長 大久保 務	T推進課長 松本 真宏	事後	所属長の変更
平成30年2月1日	機関における担当部署 ②所 I 基本情報 7 評価実施	市民課長 秋山 真吾	市民課長畑健二	事後	所属長の変更
平成30年4月1日	機関における担当部署 ②所 I 基本情報 7.評価実施 機関における担当部署 ②所	IT推進課長 松本 真宏	IT推進課長 戸國 健一	事後	所属長の変更
	機関における担当部署 (2)所 I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 (2)法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報)に「住民票関係情報)に「48.89、11、16.18。27.20、21、24.31、24.31	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11, 16,18,20,21,23,27,30,31,34,3 5,37,38,39,40,42,48,53,54,5 7,58,59,61,62,66,67,70,74,7 7,80,84,85の2,89,91,92,94,96, 101,102,103,105,106,108,111,	事後	番号法別表第2の改正
平成31年2月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 畑 健二	市民課長	事後	様式の変更
平成31年2月19日	I 基本情報 7. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	IT推進課長 戸國 健一	Π推進課長	事後	様式の変更
令和1年7月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 2 住民基本台帳ネットワーク②システムの機能	・統合端末において入力された氏名、住所、性別、生年月日の4情報(以下「4情報」という。)の組合せをキー(本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	・統合端末において入力された住民栗コード、個人番号又は氏名、住所、性別、生年月日の 4情報(以下「4情報」という。)の組合せをキー に本人確認情報の検索を行い、検索条件に該 当する本人確認情報の一覧を画面上に表示 する。	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを 取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務初率化等の観点から、市町村から機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月 25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月 25日法律第81号)	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	(別添1)事務の内容		備考欄の追記	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み 合わせをキーに本人確認情報ファイルの検索 を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報〈氏名、住 所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本 人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	(別添2)ファイル記録項目 住民基本台帳ファイル		末尾への ・旧氏 漢字 ・旧氏 かな の追加	事前	住民基本台帳法施行令等の 一部を改正する政令(平成3 1年4月17日政令第152号) 交付により
令和1年7月23日	(別添2)ファイル記録項目 本人確認情報ファイル		末尾への 36. タイムスタンプ、37. 旧氏、漢字、38. 旧氏、外字数、39. 旧氏、ふりがな、40. 旧字 外字変更連番 追加	事前	住民基本台帳法施行令等の 一部を改正する政令(平成3 1年4月17日政令第152号) 交付により
令和1年7月23日	(別添2)ファイル記録項目 送付先情報ファイル		末尾への 62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧 氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏 の追加	事前	住民基本台帳法施行令等の 一部を改正する政令(平成3 1年4月17日政令第152号) 交付により
令和1年7月23日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な方法	・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行っている。 ・アカウントの操作権限は必要最低限にとどめている。 ・規定回数の認証失敗によりアカウントのロックを行っている。	・生体認証による操作者認証を行っている。 ・システムや端末利用者を識別するアカウント の管理を行っている。 ・アカウントの操作権限は必要最低限にとどめ ている。 ・規定回数の認証失敗によりアカウントのロッ	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 2. 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正 確性担保の措置の内容	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等。必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。・入力、削除及び訂正作業に用いた届出書・申請書等は、上尾市規定により管理・保管する。	既存住基システムにおいて正確性が確保され	事後	運用に合わせた変更

令和1年7月23日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 7、特定個人情報の保管・消 去 リスク2 特定個人情報が古 い情報のまま保管され続ける リスク リスクに対する措置の内容	・送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	送付先情報ファイルは、既存住基システムから 入手後、個人番号カード管理システムに送付 先情報を送付した時点で不要となるため、一定 期間経過後に市町村CSから自動的に削除さ れる。	事後	運用に合わせた変更
令和1年7月23日	7. 特定個人情報の保管・消 去	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	運用に合わせた変更
令和2年4月24日	I - 1 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められているため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令力という。)第35条(個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	I -2 ②システムの機能 住民基本台帳ネットワーク	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類 (通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、 既存住基システムから当該市町村の住民基本 台帳に記載されている者の送付先情報を抽出 し、当該情報を機構が設置・管理する個人番 号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類 (個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付する ため、既存住基システムから当ち市町村の住 民基本台帳に記載されている者の送付先情報 を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個 人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	I-4 ①事務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は通知 カードの形式にて全付番対象者に個人番号を 通知するものとされている(番号法第7条第1 項)。通知カードによる番号の通知及び個人番 号カード交付申請書の送付については、事務 効率化等の観点から、市町から機構に委任 しており、機構に通知カード及び交付申請書の 送付先情報を提供する。	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号加田書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	(別添1)事務の内容 注釈	*個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構、機構が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	*個人番号カードに係る事務(個人番号通知書/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	II - 2 ファイルの概要(3)	・番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。・同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。・市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	・番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。・通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードの計算を表に交付することとされている。・市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	Ⅱ -2 ファイルの概要(3) ④記録される項目	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	II - 2 ファイルの概要(3) ④記録される項目 主な記録項目	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	II - 3 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の 期間に、番号法施行日時点における住民の送 付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個 人番号の通知対象者が生じた都度入手す る)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度入手す る。	事後	法令改正に伴う変更

令和2年4月24日	II -3 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)	書、個人番号カード関連事務の委任)*本人	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	II — 3 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知よ及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	II —3 ⑧使用目的	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて会任する機構に対し提供する(既存住基システム・市町村CS又は電子記録媒体・個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づい委任する機構に対し提供する(既存住基システム・市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	Ⅱ-5 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知 書・個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	Ⅱ - 5 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年4月24日	Ⅱ -5 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度提供す る。	事後	法令改正に伴う変更
节和2年4月24日	Ⅲ-2 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(もしくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	合や、転入の際に個人番号カード(通知カード	事後	法令改正に伴う変更
令和3年1月13日	I 基本情報 7. 評価実施機関における 担当部署	①市民生活部 市民課 総務部 IT推進課 ②市民課長 IT推進課長	①市民生活部 市民課 ②市民課長	事後	運用に合わせた変更
令和3年1月13日	I 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	《中間サーバ・ブラットフォームにおける措置》 ・中間サーバ・ブラットフォームは、データセン ターに設置しており、データセンターへの入館 及びサーバ室への入室を厳重に管理する。	〈中間サーバ・ブラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバ・ブラットフォームは、データセン ターに設置しており、データセンターへの入館 及びサーバ室への入室を行う際は、警備員な どにより顔写真入りの身分証明書と事前申請 との照合を行う。	事後	自治体中間サーバ・ブラット フォーム更改に伴う軽微な修 正
令和3年1月13日	III リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5:不正な提供が行わ れるリスク	・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可 フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際 に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、 センシティブな特定個人情報が不正に提供さ れるリスクに対応している。	・機微情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	自治体中間サーバ・ブラット フォーム更改に伴う軽微な修 正
令和3年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバ・ブラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、 有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の 領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回 避する。	〈中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 〉 ①中間サーバ・ブラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、 有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の 領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回 避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記録 媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持 込することがないよう、警備員などにより確認 している。	事後	自治体中間サーバ・ブラット フォーム更改に伴う軽微な修 正
令和3年1月13日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日		令和3年1月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項による定期的な見直し
令和3年1月13日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ①実施日	平成27年4月1日から4月30日	令和元年11月1日から11月29日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項による5 年に1度の見直し
令和3年1月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検実施 ①実施日	平成27年5月11日	令和2年7月7日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項による5 年に1度の見直し
令和3年1月13日	⑥委託先名	アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	RKKCS	事後	軽微な修正

令和4年1月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム2 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類 (個人番号通知書、個人番号カード交付申請 書(以下「交付申請書」という。)等)を送付する ため、既存住基システムから当該市町村の住 民基本台帳に記載されている者の送付先情報 を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個 人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 ・機構において、住民に対して番号通知書類 (個人番号通知書、個人番号カード交付申請 書(以下「交付申請書」という。)等)を送付する ため、既存住基システムから当該市町村の住 民基本台帳(こ記載されている者の送付先情報 を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個 人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを 取り扱う理由	第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人 番号通知書による番号の通知及び個人番号 カード交付申請書の送付については、事務効 率化等の観点から、市町村から機構に委任し	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条 第11項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カードを令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民栗関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報別が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要(1)住民基本台帳ファイル ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照 会者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照 会者(別紙1を参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファ イル 5. 特定個人情報の提供・ 移に委託に伴うものを除 く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)本人確認情報ファイル イル 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。・・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、 新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履 歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民 基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定 める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	■ 特定個人情報ファイルの 概要 (3)送付先情報ファイ ル 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 ・通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 ・市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	・番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。・通知カードド所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。・機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (3)送付先情報ファイ ル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に 規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の 送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及 び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの券方を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及 び交付申請書の送付先に係る情報を記録する 必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2 (個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知 書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番 号カードの発行を機構が行うために、個人番	事後	法令改正に伴う変更

		T	<u> </u>		T
令和4年1月7日	it.	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)*本人 の明示する場合には、明示方法について記載する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)*本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (3)送付先情報ファイ ル 3.特定個人情報の入手・ 使用 ⑥使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知よ及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	個人番号カード省令23条の2(個人番号通知 書及び個人番号カードに関し機構が処理する 事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請 書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行 を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付 申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (3)送付先情報ファイル ル 3.特定個人情報の入手・ 使用 ⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (3)送付先情報ファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (3)送付先情報ファイル ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転 ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	伊告. 消土	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、平成14年6月10日総務省告示第33 4号(第6-8(1)市町村長における本人確認 情報の消去)に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2 項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年1月7日	保管·消去	・システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・帳票については文書保管台帳を作成し、規定に基づき保管・廃棄を行い、その記録を残す。・・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去し、管理簿にその記録を残す。・	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条 第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過 した住民票の記載の修正前の本人確認情報 (履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消 去する仕組みとする。 ・帳票については文書保管台帳を作成し、規定 に基づき保管・廃棄を行い、その記録を残す。 ・磁気デイスクの廃棄時は、規定に基づき、内 容の復元及び判読が不可能になるような方法 により消去し、管理簿にその記録を残す。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年2月2日	取り扱う事数にむいては用す	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)・転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)・個人番号カードの交付を受けている者等の ・個人番号カードの交付を受けている者等の 転入が予定される場合に、転出証明書情報を こを通じて受け取り、その者に係る転入の届 出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて 転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届 出が行われない場合は、受け取った転出証明 書情報を消去する。)。	事前	法令改正に伴う変更
令和5年2月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム5 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得 画面又は機能を、地方公共団体に公開する機 能	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他のシステムとの接続		[O]その他(申請管理システム)	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し

令和5年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム6 ①システムの名称		申請管理システム	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		1.申請データの取り込み・連携サーバから申請データを取り込む機能 2.申請内容の照会・申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を確認できる機能 3.申請仲取一覧表示を行い、処理状況と自治体コメントを一括で更新する機能 4.既存住民基本台帳システムへの連携・既存住民基本台帳システムへ連携する機能	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続		[〇]既存住民基本台帳システム [〇]宛名システム等 [〇]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	(別添1)事務の内容	3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS)	3-①(他市町村一市町村CS) 3-②(市町村CS→既存住基システム) 3-③(住民→担当課)	事前	法令改正に伴う変更
令和5年2月2日	(別添1)事務の内容 (備考)	依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-③. 市町村CSにおいて転出地市町村よ り転出証明書情報を受信する。 3-④. 既存住基システムにおいて、市町村	3-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認)を参照)を行う。	事前	法令改正に伴う変更
令和5年2月2日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル イル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法	[〇]その他(住民基本台帳ネットワーク、法務省情報連携システム)	[〇]その他(住民基本台帳ネットワーク、法務 省情報連携システム、サービス検索・電子申 請機能等)	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行 われるリスク 対象者以外の情報の入手 を防止するための措置の内 容	・届出書等の受理の際は、届出内容や本人確認書類等の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。また、届出書等に記入された情報と本人確認書類の突合を行い、確実に本人であることを確認する。・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。・住基ネットから入手した特定個人情報をもとに住民票等の記載・修正・消除を行う場合は、特定個人情報をもとは住民票等の記載・修正・消除を行う場合は、特定個人情報を記載・修正・消除を行う場合は、特定個人情報を記載・修正・消除を行う場合は、特定個人情報を上記載・修正・消除を行う場合は、特定個人情報といずる。とによって対象者以外の情報の入りを正によって対象者以外の情報の入方を防止する。・住基ネットを用いて対象者の特定個人情報を確認する際は、最低2項目以上の入力検索をシステム側で必須とし、対象者以外の情報の入手を行わない。	・任奉イットを用いて対象者の特定個人情報を確認する際は、最低2項目以上の入力検索を システム側で必須とし、対象表以外の情報の	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し

令和5年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行 われるリスク 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	・届出書・申請書等は、必要な情報のみを記載する様式とし、不要な情報は記載しない。 ・届出書・申請書等の記載例を明示し、記載に 誤りがないように審査する。 ・届出書等に記載された情報以外を入力できないシステム仕様となっている。	・届出書・申請書等は、必要な情報のみを記載する様式とし、不要な情報は記載しない。 ・届出書・申請書等の記載例を明示し、記載に誤りがないように審査する。 ・届出書等に記載となっている。 ・サービス検索・電子申請機能においては、住民が画面の誘導に従い必要な情報を入力することで異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入 手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。 ・不正アクセス時の追跡を講じる手段として定期的にアクセスログを保管している。 ・アカウントの操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。 ・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限保持者以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。	・本人又は代理人による届け出のみを受領することと、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。・不正アクセス時の追跡を講じる手段として定期的にアクセスログを保管している。・アカウントの操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。・・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCの認証、監査、証跡機能により、特定の権限保持者以外は操作が行えず。また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。・・サービス検索・電子申請機能により送信された電子申請データと個人番号カードによる電子署名の突合を行い、確実に本人であることを確認する。また、データ送信の際署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(1)住民基本台帳 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人 情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措 置の内容	・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。	・本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。・本人がサービス・電子申請機能により電子申請データを送信する際に付与される電子署名及び署名検証を行うことにより、本人確認を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人 情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確 保の措置の内容	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた届出書・申請書等は、上尾市規定により管理・保管する。	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。・入力、削除及び訂正作業に用いた届出書・申請書等は、上尾市規定により管理・保管する。・サービス検索・電子申請機能使用時において、個人番号力・ド内の記憶領域に格納された個人番号情報を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人番号情報の入力を抑止する。	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個 人情報が漏えい、紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	・住基端末のディスプレイは、来庁者から容易に見えない位置に設置している。 ・職員に付与されるシステム操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。 ・提出された届出書・申請書等は鍵付きの書庫に施錠保管している。	・住基端末のディスプレイは、来庁者から容易に見えない位置に設置している。 ・職員に付与されるシステム操作権限は、業務上必要最小限にとどめている。 ・提出された届出書・申請書等は鍵付きの書庫に施錠保管している。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで漏えい・紛失等を防止する。	事前	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年2月2日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日		令和5年1月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則)第14条による定期 的な見直し
令和6年1月24日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日		令和6年1月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則)第14条による定期 的な見直し
令和6年9月1日	評価書		しきい値判断の結果、全項目評価書から重点 項目評価書に変更	事後	
令和6年9月1日	▼ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日		令和6年9月1日	事後	
令和6年10月1日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ② 事務の概要		①個人番号カード等を用いたコンピニエンスストア等での住民票の写し等の交付	事前	
令和6年10月1日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能		15. コンビニ交付システムへの連携機能 ・コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報 を連携する機能。	事前	
<u> </u>		ļ	<u> </u>		ļ

令和6年10月1日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他システムとの接続		[O]その他(コンビニ交付システム)	事前	
令和6年10月1日	「基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムフ		システム7に「コンビニ交付システム」を追加	事前	
节和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 3. 特定個人情報 の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	高齡介護課、健康増進課、尾山台出張所、上	市民課、尾山台出張所、上尾駅出張所、証明 書発行センター、平方支所、原市支所、大石支 所、上平支所、大谷支所	事前	
节和6年10月1日		委託する 1 件	委託する 2 件	事前	重要な変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要(1) 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項2		委託事項2に「コンビニ交付システムの運用管理、保守業務」を追加	事前	